

議案第38号

鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例等の一部を改正する条例

次のおおり鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例等の一部を改正する条例

（鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
区分	基準	区分	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する場合は、(7)に掲げる職員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士又は <u>管理栄養士</u> (7) 略 2・3 略	職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する場合は、(7)に掲げる職員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士 (7) 略 2・3 略
略		略	
(鳥取県軽費老人ホームに関する条例の一部改正)			
第2条 鳥取県軽費老人ホームに関する条例（平成24年鳥取県条例第74号）の一部を次のように改正する。			
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。			
改	正	改	正
附則別表（附則第2項関係）		附則別表（附則第2項関係）	

区分	基準
職員の配置	次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合として規則で定める場合においては、この限りでない。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士又は <u>管理栄養士</u> (7)～(9) 略
略	

別表（第3条、附則第2項関係）

区分	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合として規則で定める場合においては、この限りでない。 (1)～(3) 略 (4) 栄養士又は <u>管理栄養士</u> (5)～(7) 略 2・3 略
略	

区分	基準
職員の配置	次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合として規則で定める場合においては、この限りでない。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士 (7)～(9) 略
略	

別表（第3条、附則第2項関係）

区分	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合として規則で定める場合においては、この限りでない。 (1)～(3) 略 (4) 栄養士 (5)～(7) 略 2・3 略
略	

(鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例（平成24年鳥取県条例第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第4条関係）			
区分	基準	区分	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士又は <u>管理栄養士</u> (7) 略 2～5 略	職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士 (7) 略 2～5 略
略		略	

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表（第5条、第7条関係）</p> <p>1～7 略</p> <p>8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護</p> <table border="1" data-bbox="531 1149 903 1939"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員の配置</td> <td>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士又は<u>管理栄養士</u> (6)・(7) 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>2～4 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>9～12 略</p>	区分	基準	従業員の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士又は <u>管理栄養士</u> (6)・(7) 略	略	2～4 略	<p>別表（第5条、第7条関係）</p> <p>1～7 略</p> <p>8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護</p> <table border="1" data-bbox="531 282 903 1072"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員の配置</td> <td>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士 (6)・(7) 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>2～4 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>9～12 略</p>	区分	基準	従業員の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士 (6)・(7) 略	略	2～4 略
区分	基準												
従業員の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士又は <u>管理栄養士</u> (6)・(7) 略												
略	2～4 略												
区分	基準												
従業員の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士 (6)・(7) 略												
略	2～4 略												
<p>(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)</p> <p>第5条 鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>													

前

正

改

別表第2（第8条関係）

項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士（10人以上の乳幼児が入所する場合に限る。） (6)・(7) 略 2・3 略
略	

後

正

改

別表第2（第8条関係）

項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士又は管理栄養士（10人以上の乳幼児が入所する場合に限る。） (6)・(7) 略 2・3 略
略	

別表第6（第12条関係）

項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、調理員を置かないことである。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士（40人を超える児童が入所する場合に限る。）

別表第6（第12条関係）

項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、調理員を置かないことである。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士又は管理栄養士（40人を超える児童が入所する場合に限る。）

	(7)・(8) 略 2・3 略
略	

別表第7 (第13条関係)

1 福祉型障害児入所施設

項目	基準
職員の配置	1 主として知的障がいのある児童が入所する施設には、次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合においては、調理員を置かないことができる。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士又は管理栄養士 (40人を超える児童が入所する施設に限る。) (6)・(7) 略 2～5 略
略	

2 略

別表第8 (第14条関係)

	(7)・(8) 略 2・3 略
略	

別表第7 (第13条関係)

1 福祉型障害児入所施設

項目	基準
職員の配置	1 主として知的障がいのある児童が入所する施設には、次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合においては、調理員を置かないことができる。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士 (40人を超える児童が入所する施設に限る。) (6)・(7) 略 2～5 略
略	

2 略

別表第8 (第14条関係)

項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合においては、調理員を置かないことができる。 (1)～(3) 略 (4) 栄養士又は <u>管理栄養士</u> （40人を超える児童が通う施設に限る。） (5)～(7) 略 2～5 略
略	

別表第9（第15条関係）

項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合においては、調理員を置かないことができる。 (1)～(8) 略 (9) 栄養士又は <u>管理栄養士</u> (10) 略 2 略
略	

項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合においては、調理員を置かないことができる。 (1)～(3) 略 (4) 栄養士（40人を超える児童が通う施設に限る。） (5)～(7) 略 2～5 略
略	

別表第9（第15条関係）

項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合においては、調理員を置かないことができる。 (1)～(8) 略 (9) 栄養士 (10) 略 2 略
略	

別表第10（第16条関係）

項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士又は管理栄養士（40人を超える児童が入所する場合に限る。） (7)・(8) 略 2・3 略
略	

別表第10（第16条関係）

項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士（40人を超える児童が入所する場合に限る。） (7)・(8) 略 2・3 略
略	

（鳥取県女性自立支援施設に関する条例の一部改正）

第6条 鳥取県女性自立支援施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員の配置</td> <td>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員の配置</td> <td>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所
項目	基準								
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所								
項目	基準								
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所								

者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員

(4)～(6) 略

2 略

略

者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 栄養士又は調理員

(4)～(6) 略

2 略

略

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正)

第7条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
別表第1（第6条関係）	別表第1（第6条関係）												
1 児童発達支援	1 児童発達支援												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業者の配置</td> <td>1 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業者の配置	1 略		2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業者の配置</td> <td>1 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業者の配置	1 略		2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。
区分	基準												
従業者の配置	1 略												
	2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。												
区分	基準												
従業者の配置	1 略												
	2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。												

<p>(1) 次に掲げる従業者を置くこと。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 栄養士又は<u>管理栄養士</u></p> <p>エ～カ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 従業者（管理者及び(3)に掲げる者を除く。）は、専ら当該児童発達支援センターの職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、<u>栄養士又は管理栄養士及び調理員を、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>3～6 略</p>	<p>略</p>
--	----------

2～4 略

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

<p>(1) 次に掲げる従業者を置くこと。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 栄養士</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 従業者（管理者及び(3)に掲げる者を除く。）は、専ら当該児童発達支援センターの職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、<u>栄養士及び調理員を、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>3～6 略</p>	<p>略</p>
---	----------

2～4 略

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
従業員の配置	1 次に掲げる従業員を置くこと。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士又は <u>管理栄養士</u> (7)～(10) 略 2～5 略
略	

2 略

区分	基準
従業員の配置	1 次に掲げる従業員を置くこと。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士 (7)～(10) 略 2～5 略
略	

2 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第39号

鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県民生委員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県民生委員定数条例（平成25年鳥取県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおとする。

米子市	<u>350人</u>
倉吉市	<u>175人</u>
略	
東伯郡湯梨浜町	<u>51人</u>
略	
東伯郡北栄町	<u>46人</u>
略	

民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおとする。

米子市	<u>345人</u>
倉吉市	<u>170人</u>
略	
東伯郡湯梨浜町	<u>50人</u>
略	
東伯郡北栄町	<u>45人</u>
略	

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

議案第40号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

別表第3（第13条関係）

事務	金額
1 法第6条第1項又は第18条第3項（これらの規定を法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の <u>確認又は認定</u>	1 件につき <u>9,000 円</u> (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第6項の適合性判定通知書又はその写しの提出がない場合（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する場合に限る。以下「仕様基準による評価の場合」という。）であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき <u>22,000 円</u> 、一戸建ての住宅以外のときは

別表第3（第13条関係）

事務	金額
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の <u>確認</u>	1 件につき <u>5,000 円</u> 床面積の合計が30平方メートル以内のもの

<p>床面積の合計が 30平方メートル を超え、100平方 メートル以内の もの</p>	<p><u>1 件につき 34,000円</u></p> <p>1 件につ き <u>19,000円</u> (仕様基準による評価の 場合であって、当該建築 物が一戸建ての住宅の ときは1 件につき<u>32,000</u> 円、一戸建ての住宅以 外のときは1 件につき <u>43,000円</u>)</p>	<p>床面積の合計が 30平方メートル を超え、100平方 メートル以内の もの</p>	<p>1 件につ き <u>9,000円</u></p>
<p>床面積の合計が 100平方メートル を超え、200 平方メートル以 内のもの</p>	<p>1 件につ き <u>28,000円</u> (仕様基準による評価 の場合であって、当該 建築物が一戸建ての住 宅のときは1 件につき <u>41,000円</u>、一戸建ての住 宅以外のときは1 件に つき<u>52,000円</u>)</p>	<p>床面積の合計が 100平方メート ルを超え、200 平方メートル以 内のもの</p>	<p>1 件につ き <u>14,000円</u></p>
<p>床面積の合計が 200平方メート ルを超え、<u>300</u> 平方メートル以</p>	<p>1 件につ き <u>34,000 円</u> (仕様基準による評価の 場合であって、当該建 築物が一戸建ての住宅</p>	<p>床面積の合計が 200平方メート ルを超え、<u>500</u> 平方メートル以</p>	<p>1 件につ き <u>19,000円</u></p>

内のもの	のときは1件につき 48,000円、一戸建ての住 宅以外のときは1件に つき58,000円)	床面積の合計が 300平方メートル を超え、1,000 平方メートル以 内のもの	のときは1件につき 48,000円、一戸建ての住 宅以外のときは1件に つき58,000円)	内のもの
床面積の合計が 300平方メートル を超え、1,000 平方メートル以 内のもの	1件につき63,000円 (仕様基準による評価の 場合であって、当該建築 物が一戸建ての住宅のと きは1件につき77,000 円、一戸建ての住宅以 外のときは1件につき 101,000円)	床面積の合計が 1,000平方メー トルを超え、1,000 平方メートル以 内のもの	1件につき63,000円 (仕様基準による評価の 場合であって、当該建築 物が一戸建ての住宅のと きは1件につき77,000 円、一戸建ての住宅以 外のときは1件につき 101,000円)	床面積の合計が 1件につき34,000円
床面積の合計が 1,000平方メー トルを超え、 2,000平方メー トル以内のもの	1件につき111,000円 (仕様基準による評価の 場合であって、当該建築 物が一戸建ての住宅のと きは1件につき126,000 円、一戸建ての住宅以 外のときは1件につき 150,000円)	床面積の合計が 1,000平方メー トルを超え、 2,000平方メー トル以内のもの	1件につき111,000円 (仕様基準による評価の 場合であって、当該建築 物が一戸建ての住宅のと きは1件につき126,000 円、一戸建ての住宅以 外のときは1件につき 150,000円)	床面積の合計が 1件につき48,000円
床面積の合計が	1件につき205,000円	床面積の合計が	1件につき205,000円	床面積の合計が 1件につき140,000円

<p>2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</p>	<p><u>(仕様基準による評価の場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき220,000円、一戸建ての住宅以外のときは1件につき284,000円)</u></p>	
<p>床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>368,000円</u> <u>(仕様基準による評価の場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき382,000円、一戸建ての住宅以外のときは1件につき447,000円)</u></p>	
<p>床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき <u>694,000円</u> <u>(仕様基準による評価の場合であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき708,000円、一戸建ての住宅以外</u></p>	
<p>2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</p>	<p>床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>240,000円</u></p>
<p>床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき <u>460,000円</u></p>

		のときは1件につき 852,000円)
略		
2 法第87条の4において準用する法第6条第1項又は第18条第3項の規定に基づく建築設備の確認又は認定	新たな建築設備の確認又は認定を受ける場合 確認又は認定を受けた建築設備の計画の変更をする場合	1件につき 24,000円 1件につき 11,000円
3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項又は第18条第3項の規定に基づく工作物の確認又は認定	新たな工作物の確認又は認定を受ける場合 確認又は認定を受けた工作物の計画の変更をする場合	1件につき 18,000円 1件につき 8,000円
4 法第7条第	床面積の合計が	1件につき 26,000円

略		
2 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認	新たな建築設備の確認を受ける場合 確認を受けた建築設備の計画の変更をする場合	1件につき 9,000円 1件につき 5,000円
3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認	新たな工作物の確認を受ける場合 確認を受けた工作物の計画の変更をする場合	1件につき 8,000円 1件につき 4,000円
4 法第7条第	床面積の合計が	1件につき 10,000円

4 項又は第18条第21項の規定に基づく建築物の検査（法第7条の3第1項に規定する特定工程（以下「特定工程」という。）を含む工事を完了したときに除く。）	30平方メートル以内のもの	1 件につき	12,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1 件につき	16,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1 件につき	22,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1 件につき	36,000円
床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1 件につき	50,000円	

4 項又は第18条第21項の規定に基づく建築物の検査（法第7条の3第1項に規定する特定工程（以下「特定工程」という。）を含む工事を完了したときに除く。）	30平方メートル以内のもの	1 件につき	31,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1 件につき	41,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1 件につき	51,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1 件につき	65,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1 件につき	87,000円	

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>120,000円</u>	4の2 法第7条第4項の規定に基づく建築物の検査(特定工程を
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>190,000円</u>	
床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>380,000円</u>	
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき <u>9,000円</u>	
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき <u>11,000円</u>	
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき <u>28,000円</u>	

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>218,000円</u>	4の2 法第7条第4項又は第18条第21項の規定に基づく建築物
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>416,000円</u>	
床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>706,000円</u>	
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき <u>24,000円</u>	
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき <u>28,000円</u>	
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき <u>28,000円</u>	

の検査（特定工程を含む仕事を完了したときに行うものに限る。）	を越え、100平方メートル以内のもの	1件につき <u>38,000円</u>
	床面積の合計が100平方メートルを越え、200平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が200平方メートルを越え、 <u>300平方メートル</u> 以内のもの	1件につき <u>47,000円</u>
	床面積の合計が300平方メートルを越え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>61,000円</u>
	床面積の合計が1,000平方メートルを越え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>83,000円</u>

含む仕事を完了したときに行うものに限る。）	を越え、100平方メートル以内のもの	1件につき <u>15,000円</u>
	床面積の合計が100平方メートルを越え、200平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が200平方メートルを越え、 <u>500平方メートル</u> 以内のもの	1件につき <u>21,000円</u>
	床面積の合計が500平方メートルを越え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>35,000円</u>
	床面積の合計が1,000平方メートルを越え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>47,000円</u>

床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え、 10,000平方メー トル以内のもの	1 件につき <u>214,000円</u>	床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え、 10,000平方メー トル以内のもの	1 件につき <u>110,000円</u>
床面積の合計が 10,000平方メー トルを超え、 50,000平方メー トル以内のもの	1 件につき <u>412,000円</u>	床面積の合計が 10,000平方メー トルを超え、 50,000平方メー トル以内のもの	1 件につき <u>180,000円</u>
床面積の合計が 50,000平方メー トルを超えるも の	1 件につき <u>702,000円</u>	床面積の合計が 50,000平方メー トルを超えるも の	1 件につき <u>370,000円</u>
5 法第87条の 4において準 用する法第7 条第4項又は 第18条第21項 の規定に基づ く建築設備の 検査	1 件につき <u>38,000円</u>	5 法第87条の 4において準 用する法第7 条第4項の規 定に基づく建 築設備の検査	1 件につき <u>13,000円</u>
6 法第88条第 1項又は第2	1 件につき <u>30,000円</u>	6 法第88条第 1項又は第2	1 件につき <u>9,000円</u>

項において準用する法第7条第4項又は第18条第21項の規定に基づく工作物の検査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	<u>14,000円</u>
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	<u>16,000円</u>
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	<u>20,000円</u>
	床面積の合計が200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル以内のもの</u>	1件につき	<u>22,000円</u>

項において準用する法第7条第4項の規定に基づく工作物の検査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	<u>9,000円</u>
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	<u>11,000円</u>
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	<u>15,000円</u>
	床面積の合計が200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル以内のもの</u>	1件につき	<u>20,000円</u>

床面積の合計が 500平方メートルを 超え、 1,000平方メートル 以内のもの	1 件につき	<u>33,000円</u>
床面積の合計が 1,000平方メートルを 超え、 2,000平方メートル 以内のもの	1 件につき	<u>45,000円</u>
床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え、 10,000平方メートル 以内のもの	1 件につき	<u>100,000円</u>
床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え、 50,000平方メートル 以内のもの	1 件につき	<u>160,000円</u>
床面積の合計が 50,000平方メートルを 超えるもの	1 件につき	<u>330,000円</u>

床面積の合計が 300平方メートルを 超え、 1,000平方メートル 以内のもの	1 件につき	<u>35,000円</u>
床面積の合計が 1,000平方メートルを 超え、 2,000平方メートル 以内のもの	1 件につき	<u>51,000円</u>
床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え、 10,000平方メートル 以内のもの	1 件につき	<u>105,000円</u>
床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え、 50,000平方メートル 以内のもの	1 件につき	<u>168,000円</u>
床面積の合計が 50,000平方メートルを 超えるもの	1 件につき	<u>344,000円</u>

<p>7 法第7条の 6第1項第1 号若しくは第 2号又は第18 条第38項第1 号若しくは第 2号(これら の規定を法第 87条の4又は 第88条第1項 若しくは第2 項において準 用する場合を 含む。)の規定 に基づく認定</p>	<p>略</p>	<p>7の2 法第12 条第8項の台 帳に記載され た事項に關す る証明書の交 付</p>	<p>1件につき 650円</p>
<p>7 法第7条の 6第1項第1 号又は第2号 (法第87条の 4又は第88条 第1項若しく は第2項にお いて準用する 場合を含む。) の規定に基づ く認定</p>	<p>略</p>	<p>7の2 法第12 条第8項の台 帳に記載され た事項に關す る証明書の交 付</p>	<p>1件につき 650円</p>
<p>7の3 法第42 条第1項第5</p>	<p>略</p>	<p>1件につき 66,000円</p>	<p>1件につき 66,000円</p>

号の規定に基づき指定	
略	
41 法第87条の3第7項の規定に基づき許可	1件につき 160,000円
42 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第1項第1号又は第2号に掲げる書類の写しの交付	1件につき 650円

備考 略

略	
41 法第87条の3第7項の規定に基づき許可	1件につき 160,000円

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県建築基準法施行条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる通知又は申請については適用し、同日前に行われた通知又は申請についてはなお従前の例による。

議案第 4 1 号

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

目次

前文

第1章～第3章 略

第4章 車椅子使用者が利用しやすい施設の整備（第25条～第28条）

第5章 略

附則

（建築の規模の引下げ）

第14条 法第14条第3項の条例で定める建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模（当該規模に満たない特別特定建築物の建築（以下この条において「小規模建築」という。）をする場合において、当該特別特定建築物の床面積（増築若しくは改築又は用途の変更（以下「増築等」という。）の場合にあっては、当該増築等に係る部分（耐震改修により増加する部分を除く。）の床面積。以下同じ。）の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建

目次

前文

第1章～第3章 略

第4章 車いすが利用しやすい施設の整備（第25条～第28条）

第5章 略

附則

（建築の規模の引下げ）

第14条 法第14条第3項の条例で定める建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模（当該規模に満たない特別特定建築物の建築（以下この条において「小規模建築」という。）をする場合において、当該特別特定建築物の床面積（増築若しくは改築又は用途の変更（以下「増築等」という。）の場合にあっては、当該増築等に係る部分（耐震改修により増加する部分を除く。）の床面積。以下同じ。）の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建

築する他の特別特定建築物（公衆便所を除く。）の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模）とする。ただし、次の各号に掲げる建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、当該各号に掲げる建築物移動等円滑化基準は、適用しない。

(1) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル未満の建築物 令第19条第2項第1号に定める基準（他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。）

(2) 床面積の合計が200平方メートル未満の建築物 次に掲げる基準

ア 令第19条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号（これらの規定を令第26条第1項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）に定める基準

イ 主たる出入口に係る令第19条第2項第2号イ（令第26条第1項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）に定める基準（幅70センチメートルを超える部分に限る。）

ウ 便所の出入口に係る令第19条第2項第2号（令第26条

築する他の特別特定建築物（公衆便所を除く。）の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模）とする。ただし、次の各号に掲げる建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、当該各号に掲げる建築物移動等円滑化基準は、適用しない。

(1) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル未満の建築物 令第18条第2項第1号に定める基準（他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。）

(2) 床面積の合計が200平方メートル未満の建築物 次に掲げる基準

ア 令第18条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号（これらの規定を令第25条第1項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）に定める基準

イ 主たる出入口に係る令第18条第2項第2号イ（令第25条第1項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）に定める基準（幅70センチメートルを超える部分に限る。）

ウ 便所の出入口に係る令第18条第2項第2号（令第25条

第1項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）に定める基準

（建築物移動等円滑化基準の付加等）

第15条 略

2 条例対象小規模特別特定建築物については、前項の規定にかかわらず、法第14条第3項の条例で建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、令第11条から第18条まで及び第21条から第25条までに定める事項の例によるもの、次条から第23条までに定める事項並びに別表第2に定める事項とする。

3 略

（便所）

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 車椅子使用者用便房以外に、腰掛便座の大便器を設けた

第1項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）に定める基準

（建築物移動等円滑化基準の付加等）

第15条 略

2 条例対象小規模特別特定建築物については、前項の規定にかかわらず、法第14条第3項の条例で建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、令第11条から第17条まで及び第20条から第24条までに定める事項の例によるもの、次条から第23条までに定める事項並びに別表第2に定める事項とする。

3 略

（便所）

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 車いす使用者用便房以外に、腰掛便座の大便器を設けた

便房を1以上設けること。

(4)～(6) 略

2 前項の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならぬ。

(1) 車椅子使用者便房を1以上設けること。

(2) 略

(3) 略

(4) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、車椅子使用者便房とは別に次に掲げる設備をいづれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ア・イ 略

(5) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、車椅子使用者用簡易型便房（車椅子使用者便房とは別に次に掲げる措置を講じた車椅子使用者が利用可能な便房をいう。）を1以上設けること。

ア 車椅子使用者が利用できる腰掛便座、手すりその他の設

便房を1以上設けること。

(4)～(6) 略

2 前項の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならぬ。

(1) 略

(2) 略

(3) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、車いす使用者便房とは別に次に掲げる設備をいづれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ア・イ 略

(4) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、車いす使用者用簡易型便房（車いす使用者便房とは別に次に掲げる措置を講じた車いす使用者が利用可能な便房をいう。）を1以上設けること。

ア 車いす使用者が利用できる腰掛便座、手すりその他の設

備を適切に設けること。

イ 当該便房までの便所内の通路は、車椅子の転回に支障のない構造とし、階段又は段を設けないこと。

ウ・エ 略

オ 当該便房の出入口戸は、引き戸、折れ戸その他車椅子使用者の利用に配慮したものとすること。

カ 略

3 車椅子使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

(1) くつべら式、光感知式その他車椅子使用者が容易に使用できる方式の大便秘器洗浄装置を設けること。

(2)・(3) 略

4 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、令第14条第3項の規定により水洗器具（第2項第4号イの規定により設ける水洗器具を除く。）を設けるときは、当該水洗器具と便器は別のものとしなければならない。

(1)～(3) 略

5 便所内に令第14条第2項又は第3項の規定による便房を設けるときは、建築物の主たる出入口の付近に、当該便房を設けていることを表示する標識を設けなければならない。ただし、当

備を適切に設けること。

イ 当該便房までの便所内の通路は、車いすの転回に支障のない構造とし、階段又は段を設けないこと。

ウ・エ 略

オ 当該便房の出入口戸は、引き戸、折れ戸その他車いす使用者の利用に配慮したものとすること。

カ 略

3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

(1) くつべら式、光感知式その他車いす使用者が容易に使用できる方式の大便秘器洗浄装置を設けること。

(2)・(3) 略

4 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、令第14条第1項第2号の規定により水洗器具（第2項第3号イの規定により設ける水洗器具を除く。）を設けるときは、当該水洗器具と便器は別のものとしなければならない。

(1)～(3) 略

5 便所内に令第14条第1項第1号又は第2号の規定による便房を設けるときは、建築物の主たる出入口の付近に、当該便房を設けていることを表示する標識を設けなければならない。ただ

<p>該出入口の付近に<u>令第21条第1項</u>の規定による案内板その他の設備を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>6 前項の標識は、<u>令第20条</u>に規定する標識に準じたものでなければならぬ。</p> <p>(ホテル又は旅館の客室)</p> <p>第18条 ホテル又は旅館には、客室の総数が25以上の場合は、<u>車椅子使用者用客室及び聴覚障害者が円滑に利用できる客室</u>（以下「聴覚障害者用客室」という。）を、いずれも次に掲げる数以上設けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 <u>車椅子使用者用客室</u>は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 室内には、<u>車椅子使用者が円滑に利用できる空間</u>を確保すること。</p> <p>(3) 電話機、コンセント、スイッチその他の滞在者が通常使用する設備は、<u>車椅子使用者が円滑に利用できる高さ</u>に設けること。</p> <p>(4) 略</p>	<p>し、当該出入口の付近に<u>令第20条第1項</u>の規定による案内板その他の設備を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>6 前項の標識は、<u>令第19条</u>に規定する標識に準じたものでなければならぬ。</p> <p>(ホテル又は旅館の客室)</p> <p>第18条 ホテル又は旅館には、客室の総数が25以上の場合は、<u>車いす使用者用客室及び聴覚障害者が円滑に利用できる客室</u>（以下「聴覚障害者用客室」という。）を、いずれも次に掲げる数以上設けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 <u>車いす使用者用客室</u>は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 室内には、<u>車いす使用者が円滑に利用できる空間</u>を確保すること。</p> <p>(3) 電話機、コンセント、スイッチその他の滞在者が通常使用する設備は、<u>車いす使用者が円滑に利用できる高さ</u>に設けること。</p> <p>(4) 略</p>
---	--

3 略

(駐車場)

第18条の2 車椅子使用者用駐車施設は、表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、雨水等でぬかるまないようにするとともに、区画線等でその範囲を明確にしなければならぬい。

2 次に掲げる場合は、1以上の車椅子使用者用駐車施設に、乗降の際の降雨及び降雪の影響を少なくできる屋根を設けなければならない。

(1)～(3) 略

(浴室等)

第18条の3 別表第7の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、浴室等（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

3 略

(駐車場)

第18条の2 車いす使用者用駐車施設は、表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、雨水等でぬかるまないようにするとともに、区画線等でその範囲を明確にしなければならぬい。

2 次に掲げる場合は、1以上の車いす使用者用駐車施設に、乗降の際の降雨及び降雪の影響を少なくできる屋根を設けなければならない。

(1)～(3) 略

(浴室等)

第18条の3 別表第7の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、浴室等（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

(1)～(3) 略

- (4) 浴室内には、浴室用車椅子、シャワーチェアその他の車椅子使用者が円滑に入浴を行うことができる設備又は備品を1以上設置すること。

- (5) 浴室内には、車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。

(6)～(8) 略

(移動等円滑化経路)

第19条 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等（令第19条第3項に規定する場合にあっては、建築物の車寄せ。以下同じ。）から当該利用居室までの経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、床面積の合計が500平方メートルに満たない特別特定建築物については、次の各号のいずれにも該当するときは、令第19条第2項第1号に定める基準（他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。）は適用しない。

(1) 略

- (2) 建築物に車椅子使用者用便房を設ける場合は、当該車椅子

(1)～(3) 略

- (4) 浴室内には、浴室用車いす、シャワーチェアその他の車いす使用者が円滑に入浴を行うことができる設備又は備品を1以上設置すること。

- (5) 浴室内には、車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。

(6)～(8) 略

(移動等円滑化経路)

第19条 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等（令第18条第3項に規定する場合にあっては、建築物の車寄せ。以下同じ。）から当該利用居室までの経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、床面積の合計が500平方メートルに満たない特別特定建築物については、次の各号のいずれにも該当するときは、令第18条第2項第1号に定める基準（他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。）は適用しない。

(1) 略

- (2) 建築物に車いす使用者用便房を設ける場合は、当該車い

子使用者用便房を地上階に設けること。

(3) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合は、当該車椅子使用者用駐車施設を地上階に設けること。

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならぬ。

(1) 略

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 末端付近は、車椅子の転回に支障のない構造とすること。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、この限りでない。

イ～エ 略

(3) 当該移動等円滑化経路のうち車椅子使用者用駐車施設から屋外に面する出入口までの間は、表面が雨水等でぬかるまないようにすること。

(4) 略

(5) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車椅子の車輪等が落ちない構造の蓋を設けること。

す使用者用便房を地上階に設けること。

(3) 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合は、当該車いす使用者用駐車施設を地上階に設けること。

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならぬ。

(1) 略

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とすること。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、この限りでない。

イ～エ 略

(3) 当該移動等円滑化経路のうち車いす使用者用駐車施設から屋外に面する出入口までの間は、表面が雨水等でぬかるまないようにすること。

(4) 略

(5) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造のふたを設ける

<p>こと。</p>	<p>こと。</p>
<p>(共同住宅の特例)</p>	<p>(共同住宅の特例)</p>
<p>第20条 共同住宅においては、道等から各住戸までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。以下同じ。）のうち1以上を、移動等円滑化経路に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「準移動等円滑化経路」という。）にしなければならぬ。この場合において、共同住宅が次の各号のいずれにも該当するときは、<u>令第18条第2項第1号に定める基準</u>（他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。）に適合することを要しない。</p>	<p>第20条 共同住宅においては、道等から各住戸までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。以下同じ。）のうち1以上を、移動等円滑化経路に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「準移動等円滑化経路」という。）にしなければならぬ。この場合において、共同住宅が次の各号のいずれにも該当するときは、<u>令第19条第2項第1号に定める基準</u>（他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。）に適合することを要しない。</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(案内設備)</p>	<p>(案内設備)</p>
<p>第21条の2 次に掲げる場合は、<u>令第20条第1項の規定</u>により設ける設備の付近に、回転灯その他聴覚障害者に緊急情報の内容</p>	<p>第21条の2 次に掲げる場合は、<u>令第21条第1項の規定</u>により設ける設備の付近に、回転灯その他聴覚障害者に緊急情報の内容</p>

を伝達することができず設備を設けなければならない。ただし、聴覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

(1)・(2) 略

(案内設備までの経路)

第21条の3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物（令第21条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所が設けられたものを除く。）には、道等から主たる出入口までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路（公益事業の事務所にあつては、準視覚障害者移動等円滑化経路）にしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 令第21条第3項の規定の例による案内所を設け、道等から当該案内所までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とするとき。

2 道等に線状ブロック等が敷設されているときは、当該敷設された場所から令第22条第1項の規定による視覚障害者移動等円

を伝達することができず設備を設けなければならない。ただし、聴覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

(1)・(2) 略

(案内設備までの経路)

第21条の3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物（令第20条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所が設けられたものを除く。）には、道等から主たる出入口までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路（公益事業の事務所にあつては、準視覚障害者移動等円滑化経路）にしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 令第20条第3項の規定の例による案内所を設け、道等から当該案内所までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とするとき。

2 道等に線状ブロック等が敷設されているときは、当該敷設された場所から令第21条第1項の規定による視覚障害者移動等円

滑化経路又は前項の規定による視覚障害者移動等円滑化経路までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路（公益事業の事務所にあつては、準視覚障害者移動等円滑化経路）にしななければならない。

（増築等に関する適用範囲）

第22条 増築等の場合には、第16条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

（1）～（3） 略

（4） 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者利用居室（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

（5） 車椅子使用者用駐車施設（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、

滑化経路又は前項の規定による視覚障害者移動等円滑化経路までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路（公益事業の事務所にあつては、準視覚障害者移動等円滑化経路）にしななければならない。

（増築等に関する適用範囲）

第22条 増築等の場合には、第16条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

（1）～（3） 略

（4） 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車いす使用者利用居室（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

（5） 車いす使用者用駐車施設（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、

<p>エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p> <p>2 略</p> <p>(公立小学校等及び追加した特別特定建築物に関する読替え)</p> <p>第23条 公立小学校等及び第13条各号に掲げる特定建築物に対する第16条第4項及び第5項、第17条第1項並びに前条第1項の規定の適用については、これらが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p> <p>第4章 車椅子使用者が利用しやすい施設の整備</p> <p>(劇場等の客席の構造)</p> <p>第25条</p> <p>車椅子使用者用部分は、次に掲げるものとするよう努めな</p>	<p>エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p> <p>2 略</p> <p>(公立小学校等及び追加した特別特定建築物に関する読替え)</p> <p>第23条 公立小学校等及び第13条各号に掲げる特定建築物に対する第17条第1項及び前条第1項の規定の適用については、これらが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p> <p>第4章 車いすが利用しやすい施設の整備</p> <p>(観客席の構造)</p> <p>第25条 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、競技場その他多数の者が利用する施設（以下「劇場等」という。）の観客席には、知事が別に定めるところにより、車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用客席」という。）を設けるよう努めなければならない。</p> <p>2 車いす使用者用客席は、次に掲げるものでなければならぬ。</p>
---	---

ればならない。

(1) 略

(2) 略

(3) その他知事が別に定める基準に適合すること。

(受付カウンターの構造)

第26条 劇場等の受付カウンターのうち1以上は、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。

(1) 略

(2) その下部に、車椅子使用者に配慮した空間を確保すること。

(利用居室の構造)

第27条 利用居室は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。

(1) 床 (車椅子使用者の利用上支障がないものとして知事が別に定める部分を除く。) は、傾斜路又はエレベーターその

(1) 床は平坦であること。

(2) 車いす使用者1人につき、幅90センチメートル以上、奥行き120センチメートル以上とすること。

(3) 略

(4) 略

(受付カウンターの構造)

第26条 劇場等の受付カウンターのうち1以上は、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。

(1) 略

(2) その下部に、車いす使用者に配慮した空間を確保すること。

(利用居室の構造)

第27条 利用居室は、車いす使用者が円滑に利用できるよう、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。

(1) 床 (車いす使用者の利用上支障がないものとして知事が別に定める部分を除く。) は、傾斜路又はエレベーターその

他の昇降機を併設する場合を除き、段を設けないこと。

(2) 略

(公営住宅の構造)

第28条 県又は市町村が、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の建築をする場合には、知事が別に定めるところにより、車椅子使用者の入居に適した構造のものとすよう努めなければならない。

別表第1（第14条関係、第19条関係）

区分	規模
公立小学校等	略
令第19条第2項第5号に定める基準を適用する場合（以下「エレベーターの場合」という。）	略
略	略
各種学校又は専修学校	略
令第19条第2項第2号（主たる出入口に適用する場合に限る。）及び第7号に定める基準を適用する場合（以下「玄関及	略

他の昇降機を併設する場合を除き、段を設けないこと。

(2) 略

(公営住宅の構造)

第28条 県又は市町村が、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の建築をする場合には、知事が別に定めるところにより、車いす使用者の入居に適した構造のものとすよう努めなければならない。

別表第1（第14条関係、第19条関係）

区分	規模
公立小学校等	略
令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合（以下「エレベーターの場合」という。）	略
略	略
各種学校又は専修学校	略
令第18条第2項第2号（主たる出入口に適用する場合に限る。）及び第7号に定める基準を適用する場合（以下「玄関及	略

ひ敷地内通路の場合」という。))
略
略

備考 略

別表第2 (第15条関係)

1 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

(1) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房 (車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。) を設ける場合 利用居室 (当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。) から当該車椅子使用者用便房までの経路

(2) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの

経路

2 略

別表第10 (第20条関係)

ひ敷地内通路の場合」という。))
略
略

備考 略

別表第2 (第15条関係)

1 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

(1) 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房 (車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。) を設ける場合 利用居室 (当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。) から当該車いす使用者用便房までの経路

(2) 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの

経路

2 略

別表第10 (第20条関係)

<p>1 略</p> <p>2 当該準移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3 当該準移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 50メートル以内ごとに<u>車椅子の転回に支障がない場所</u>を設けること。</p> <p>(4) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</u></p> <p>(5) 末端付近は、<u>車椅子の転回に支障のない構造とする</u>こと。</p> <p>4 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 当該準移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3 当該準移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 50メートル以内ごとに<u>車いすの転回に支障がない場所</u>を設けること。</p> <p>(4) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</u></p> <p>(5) 末端付近は、<u>車いすの転回に支障のない構造とする</u>こと。</p> <p>4 略</p>
--	--

5 当該準移動等円滑化経路（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に係るものに限る。）を構成するエレベーター（6）に規定するものを除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

(1) かごは、住戸、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

(2)～(4) 略

(5) かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

(6)・(7) 略

(8) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、(1) から (7) までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

ア 略

イ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに

5 当該準移動等円滑化経路（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に係るものに限る。）を構成するエレベーター（6）に規定するものを除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

(1) かごは、住戸、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

(2)～(4) 略

(5) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

(6)・(7) 略

(8) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、(1) から (7) までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

ア 略

イ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに

限る。)は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

ウ 略

(9)～(11) 略

6 当該準移動等円滑化経路を構成する知事が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして知事が定める構造とすること。

7 当該準移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、地形の特殊性により当該通路を次に掲げるものとすることが困難な場合においては、当該通路のうち車寄せから各住戸までの部分が次に掲げるものであれば足りる。

(1)～(3) 略

(4) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

(5) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

限る。)は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

ウ 略

(9)～(11) 略

6 当該準移動等円滑化経路を構成する知事が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして知事が定める構造とすること。

7 当該準移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、地形の特殊性により当該通路を次に掲げるものとすることが困難な場合においては、当該通路のうち車寄せから各住戸までの部分が次に掲げるものであれば足りる。

(1)～(3) 略

(4) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

(5) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(6) 当該通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合ににおいては、当該排水溝等に、つえ、車椅子の車輪等が落ちない構造の蓋を設けること。

別表第11 (第21条関係)

1～4 略

5 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

(1) かごは、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

(2)～(4) 略

(5) かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

(6)～(8) 略

(9) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置 (車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合) については、当該その他の位置に設けるものに限る。) は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(6) 当該通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合ににおいては、当該排水溝等に、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造のふたを設けること。

別表第11 (第21条関係)

1～4 略

5 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

(1) かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

(2)～(4) 略

(5) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

(6)～(8) 略

(9) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置 (車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合) については、当該その他の位置に設けるものに限る。) は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(10) 略
6・7 略

(10) 略
6・7 略

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第17条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（同項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として1号を加える部分を除く。）、同条第3項、第18条から第18条の3まで、第19条第1項第2号及び第3号並びに第2項、第22条並びに第23条の改正規定、第4章の章名の改正規定、第26条から第28条までの改正規定並びに別表第2、別表第10及び別表第11の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 4 2 号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

次のおおり貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和 7 年 2 月 20 日 提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
介護福祉等 福祉等 修学資 金	県内における 介護福祉士及び 社会福祉士の充 実に資するため、 介護福祉士等養 成施設（社会福 祉士及び介護福 祉士法（昭和62 年法律第30号） 第7条第2号若 しくは第3号又 は第39条第1 号から第3号ま でに規定する学 校又は養成施設 をいう。以下同 じ。）に在学す	1 介護福祉士等養成施設を卒業した日から1年（他の介護福祉士等養成施設への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に介護福祉士登録簿又は社会福祉士登録簿に登録し、かつ、県内又は知事が別に定める県外の施設（以下「県内等」という。）において介護福祉士又は社会福祉士の業務その他知事が別に

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
介護福祉等 福祉等 修学資 金	県内における 介護福祉士及び 社会福祉士の充 実に資するため、 介護福祉士等養 成施設（社会福 祉士及び介護福 祉士法（昭和62 年法律第30号） 第7条第2号若 しくは第3号又 は第39条第1 号から第3号ま でに規定する学 校又は養成施設 をいう。以下同 じ。）に在学す	1 介護福祉士等養成施設を卒業した日から1年（他の介護福祉士等養成施設への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に介護福祉士登録簿又は社会福祉士登録簿に登録し、かつ、県内又は知事が別に定める県外の施設（以下「県内等」という。）において介護福祉士又は社会福祉士の業務その他知事が別に

る者で、将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

定めるこれに準ずる業務（以下「介護福祉士等業務」という。）に従事し、次のいずれかの要件に該当することとなったとき。

ア 介護福祉士等業務に引き続き7年間従事したとき。

イ 個人の家庭等において就業する業務（以下「在宅業務」という。）について市町村又は職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の許可を受けた事業所（以下「有料職業紹介所」という。）に2,555日以上登録し、かつ、介護福祉士の業務その他知事が別に定めるこれに準ずる業務（以下「介護福祉士業務」という。）に1,260日以上

従事したとき。

ウ 過疎地域の持続的
発展の支援に関する
特別措置法（令和3
年法律第19号）第2
条第1項に規定する
過疎地域（以下「過
疎地域」という。）
において、引き続き
3年間介護福祉士等
業務に従事したとき。

エ 過疎地域において、
在宅業務について市
町村又は有料職業紹
介所に1,095日以上登
録し、かつ、介護福
祉士業務に540日以上
従事したとき。

オ 介護福祉士等養成
施設への入学時に45
歳以上であり、かつ、
離職して2年以内の
者（以下「中高年離
職者」という。）が
引き続き3年間介護
福祉士等業務に従事

<p>したとき。 カ 中 高 年 離 職 者 が 在 宅 業 務 に つ い て 市 町 村 又 は 有 料 職 業 紹 介 所 に 1,095 日 以 上 登 録 し、 かつ、 介 護 福 祉 士 業 務 に 540 日 以 上 従 事 した とき。</p>	<p>2 県 内 等 に お い て 介 護 福 祉 士 等 業 務 に 従 事 中 に、 業 務 上 の 事 由 に よ り 死 亡 し、 又 は 業 務 に 起 因 し て 精 神 若 し く は 身 体 に 著 し い 障 害 を 受 け た た め そ の 業 務 に 従 事 す る こ と が で き な く な っ た と き。</p>	<p>3 前 号 に 該 当 す る 場 合 を 除 き、 死 亡 し、 又 は 精 神 若 し く は 身 体 に 著 し い 障 害 を 受 け た た め 介 護 福 祉 士 等 業 務 に 従 事 す る こ と が で き な く な っ た と き。</p>	<p>債 務 の 全 部 又 は 一 部</p>
		<p>1 公 共 職 業 訓 練 を 修 了</p>	<p>債 務 の</p>
	<p>県 内 に お け る</p>		
<p>介 護 福</p>			

社
学
修
資
金

介護福祉士の充実に資するため、県内の介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号に規定する学校又は養成施設をいう。）に以下同じ。）において職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第20条に規定する公共職業訓練を受けている者で、将来県内において介護福祉士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

全部

した日から1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、県内又は知事が別に定める県外の施設（以下「県内等」という。）において介護福祉士の業務その他知事が別に定めるこれに準ずる業務（以下「介護福祉士業務等」という。）に従事し、介護福祉士業務等に引き続き3年間（知事が別に定めるところにより計算した勤務日数が540日以上である期間に限る。）従事したとき。

2 県内等において介護福祉士業務等に従事中

<p>以外の教育施設 (学校教育に類する教育を行うもので、当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものに限る。)で、知事が専修学校又は各種学校に準ずると認めるもの (修業年限が1年以上で専修学校に類する教育を行うものに限る。)に進学する能力を有しなから経済的な理由により進学後修学が困難なものに対して貸し付ける資金</p>	<p>保育士 等修学</p>	<p>略</p>	<p>3 前号に該当する場合 債務の</p>
<p>以外の教育施設 (学校教育に類する教育を行うもので、当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものに限る。)で、知事が専修学校又は各種学校に準ずると認めるもの (修業年限が1年以上で専修学校に類する教育を行うものに限る。)に進学する能力を有しなから経済的な理由により進学後修学が困難なものに対して貸し付ける資金</p>	<p>保育士 等修学</p>	<p>略</p>	<p>3 前号に該当する場合 債務の</p>

資金	<p>園教諭の確保及び質の向上に資するため、県内に住所を有する者の子等のうち鳥取短期大学において保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受ける者で、経済的理由により修学が困難なものに対して貸し付ける資金</p>	<p>を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため保育士若しくは幼稚園教諭の業務又は第1号に掲げる施設に関する市町村の業務に従事することができなくなつたとき。</p>	全部又は一部
資金	<p>園教諭の確保及び質の向上に資するため、県内に住所を有する者の子等のうち鳥取短期大学において保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受ける者で、経済的理由により修学が困難なものに対して貸し付ける資金</p>	<p>を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため保育士若しくは幼稚園教諭の業務又は第1号に掲げる施設に関する市町村の業務に従事することができなくなつたとき。</p>	全部又は一部
特例児童扶養資金	<p>児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号）附則第4条第1項に規定する特例児童扶養資金</p>	<p>1 借受者の貸付金を償還すべき日（以下この項において「償還日」という。）の属する年の前年（償還日の属する月が1月から7月までである場合にあっては、償還日の属する年の前々年）の所得が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第1</p>	債務の一部

<p>項に規定する額未満であるとき。</p>	<p>2 借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなり、なつたと認められらるるとき。</p>			
		<p>1 県立療育機関の常勤医師となつた日から起算して3年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以上その業務に従事したとき。</p> <p>2 前号に規定する業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事す</p>	<p>債務の全部</p>	
		<p>県内における発達障害児（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児をいう。以下同じ。）に対する医療体制の充実及び医療水準の向上を図るため、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園又は鳥取県立</p>		
		<p>発達障 がい児 医療研 究資金</p>		

<p>中部療育園において発達障害児に対する診療の業務に従事する医師（任期の定めのない常勤の医師であって、当該医師の職への採用に伴い新たに県内に住所を有することとなつたものに限る。以下「県立療育機関の常勤医師」という。）であつて発達障害児に対する医療に係る研究を行うものに対して貸し付ける資金</p>	<p>3 前号に該当する場合を除き、又は著しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなつたとき。</p>	<p>看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下</p>	<p>看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下</p>
<p>看護職員修学資金</p>	<p>1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業した日から1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により</p>	<p>1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業した日から1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により</p>	<p>看護職員修学資金</p>
<p>看護職員修学資金</p>	<p>債務の全部又は一部は</p>	<p>債務の全部</p>	<p>債務の全部</p>

<p>て看護職員の業務に従事しようにとすものに対して貸し付ける資金</p>	<p>て看護職員の業務に従事しようにとすものに対して貸し付ける資金</p>
<p>8割以上を精神病床が占める病院を除く。以下「大規模病院」という。)以外の県内の施設において看護職員の業務に従事し、又は県内の看護職員養成施設において看護教員(看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事する者をいう。以下同じ。)の業務に従事し、引き続き5年間これらの業務に従事したとき。</p>	<p>8割以上を精神病床が占める病院を除く。以下「大規模病院」という。)以外の県内の施設において看護職員の業務に従事し、又は県内の看護職員養成施設において看護教員(看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事する者をいう。以下同じ。)の業務に従事し、引き続き5年間これらの業務に従事したとき。</p>
略	略
<p>備考</p> <p>1 介護福祉士修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定の適用については、災害、疾病その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかった期間がある場合において、</p>	<p>備考</p>

当該期間終了後直ちにこれらの規定に定める業務に従事したときは、前後の業務に従事した期間は、引き続いているものとみなす。

2 看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員奨学金の項免除の条件の欄第1号及び第3号並びに理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定の適用については、進学、災害、疾病その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちにこれらの規定に定める業務に従事したときは、前後の業務に従事した期間は、引き続いているものとみなす。

3 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する猶予期間とは、次に掲げる期間をいう。

(1) 鳥取大学に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項及び次項において「地域枠入学者」という。）にあっては、医師養成確保奨学金（以下この項から第5項までにおいて「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間

1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員奨学金の項免除の条件の欄第1号及び第3号並びに理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定の適用については、進学、災害、疾病その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちにこれらの規定に定める業務に従事したときは、前後の業務に従事した期間は、引き続いているものとみなす。

2 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する猶予期間とは、次に掲げる期間をいう。

(1) 鳥取大学に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項及び次項において「地域枠入学者」という。）にあっては、医師養成確保奨学金（以下この項から第4項までにおいて「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間

(2)・(3) 略

4 略

5 略

6 略

(2)・(3) 略

3 略

4 略

5 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、本則の表介護福祉士等修学資金の項及び特例児童扶養資金の項を削る改正規定並びに同表備考第1項の改正規定（「介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、」を削る部分に限る。）は公布の日から施行する。